

三次市会計年度任用職員受験案内

職 種 職 の 概 要	<p>薬剤師</p> <p>地域の皆様から信頼され親しまれる病院運営のため、必要な医療職を担う人員を確保する目的で設置する職であり、安全で安心な医療を提供します。</p>
募 集 人 数	パートタイム 若干名
申込受付期間	令和7年2月3日（月）午前8時30分から 令和7年2月14日（金）午後5時00分まで
業 務 内 容	薬剤師業務
受 験 資 格	<p>次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年4月1日に採用可能である人 2 パートタイムの勤務が可能である人 3 薬剤師資格を有する人 <p>※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
受 験 手 続	<ol style="list-style-type: none"> 1 提出書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 ※申込日現在において、本職種に任用されており、その任用が現会計年度末日まで継続している場合は、写真の貼付け、学歴、資格・免許等及び職務経歴の記入は省略しても構いません。 (2) 資格証（写し）等 受験資格3を満たすことが分かる書類の写しを提出してください。 ※申込日現在において、本職種に任用されており、その任用が現会計年度末日まで継続している場合は、薬剤師免許の再度の提出は不要です。 2 提出方法・期限 <ol style="list-style-type: none"> (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（薬剤師）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。

試 験	<p>1 申込日現在において三次市会計年度任用職員の薬剤師として任用されており、令和7年2月末日までの間において1か月を超える勤務実績がある人 <u>これまでの勤務実績・態度及び能力等を考慮して選考します。</u></p> <p>※面接試験は実施しません。</p> <p>2 試験1の要件に該当しない人 <u>面接試験（個人ごとの面接による口述試験 約10分）</u></p> <p>※面接試験は、申込受付時等に随時行います。</p>	
審 査 ・ 合 格 ～ 採 用	審 査	<p>合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。</p>
	合 格 発 表	<p>令和7年2月28日までに、受験申込者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。</p>
	名 簿 登 載 (職 種 別)	<p>試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和8年3月31日までです。</p>
	採 用 決 定	<p>採用候補者名簿登載者を令和7年4月1日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。</p>
個 人 情 報 の 取 扱 い	<p>履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。なお、配属先が決定した後、履歴書（申込書）の写しを各所属長へ提供します。</p>	
主 な 勤 務 条 件	任 用 期 間	<p>令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ※条件付採用期間有</p>
	勤 務 場 所	<p>市立三次中央病院</p>
	勤 務 時 間	<p>月曜日～金曜日 1日につき3時間 週5日勤務 ※勤務時間帯は要相談</p>
	休 日	<p>土・日曜日，祝日，年末年始（12/29～1/3）</p>
	休 暇 制 度	<p>年次有給休暇，特別休暇（有給・無給）ほか</p>
	給 料 ・ 報 酬	<p>パートタイム 時間報酬による実績支払とします。時間給 3,000円</p>
	手 当 制 度	<p>通勤手当（費用弁償）</p>
	福 利 厚 生	<p>災害補償等 ※健康保険（市町村職員共済組合短期組合員）・厚生年金保険・雇用保険について、定められた週勤務時間数が加入要件未満であるため適用しません。</p>
	服 務	<p>次に掲げる服務規程が適用されます。 地方公務員法第30条から第37条の規定</p>
	分 限 ・ 懲 戒	<p>地方公務員法第28条（分限）及び第29条（懲戒）の規定が適用されます。</p>
申 込 ・ 問 合 せ 先	<p>三次市 市民病院部 病院企画課 病院企画係 〒728-8502 三次市東酒屋町10531番地 Tel. 0824-65-0101（代表） Fax. 0824-65-0150 受付時間：月～金曜日（祝日を除く）の8：30～17：15</p>	

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。